

令和3年 第4回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和3年4月26日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 4時10分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名  
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第4回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に3番委員並びに4番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条を議題といたします。3条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>番号1 貸人 ○○市○○△△△番地△、渡人 ○○市○○町○○△△△番地△  一、土地の所在 大字○○○字○○○△△△番△、地目 畑 1筆 39㎡、権利内容 区分地上権(20年間)、理由 農地下部に排水管を設置するため、農業者年金無、自作地 0㎡、借受地 0㎡、貸付地 0、取得状況 平成25年4月7日 相続、位置 農用地区域外 自宅から0km、取得前 畑 取得後 畑。</p> <p>4ページをご覧ください。左側が付近の状況図、真ん中が公図の写しとなっております。申請地の北側に借人が本社を建設するにあたり、排水を北側の県道に流す予定でしたが、県では一般住宅以外の排水を側溝に流すことは認めておらず、南側の町道側溝に排水を流すために、今回の申請地の地中に排水管を設置するとのこと。今回の、区分地上権ですが、農地の地中、又は地上の一定の範囲に工作物を設置する場合、耕作に支障なければ、区分地上権として認めて良いこととなっております。</p> <p>申請は、排水管から地上までは15～30cmくらいの泥を被せることで耕作には影響はないと申請人からは伺っております。</p> <p>3ページにお戻りください。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	3条の番号1を審議いたします。3番委員より補足説明をお願いします。
3番委員	申請人から連絡があり現地を確認いたしました。県道に排水を流すことはできないとのことなので問題ないと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。
議長	次に、推進委員下見玉1番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 下見玉1番	現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。
議長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。松久1番推進委員
推進委員 松久1番	県道側溝には排水を一般住宅以外は流せなくて一般住宅は流せる理由は何ですか。
議長	事務局より説明をお願いします。

事務局	基本的には、県道への排水は認めておらず、一般住宅であればやむを得ず認めているとのことです。
推進委員 松久 1 番	県道にある事業所等はどこに排水を流しているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	ケースにもよりますが、周辺にある町の水路や町道側溝に流して、県道側溝には流していないとのことです。
推進委員 松久 1 番	そうなる、今後事業所が県道に建てられなくなるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします
事務局	道路の担当にも確認したのですが、今回だけでなく今までも県道には排水を流せないということは伺っております。
推進委員 松久 1 番	この件について、今後県は考えを改めるということはないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農業委員会で意見があったということを伝えさせていただきます。
議 長	他に推進委員の方で意見はありますか。なければ農業委員から質問はありますか。

	1 番委員。
1 番委員	県道には公共下水はないのですか。
議 長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	上下水道課に確認したところ、南側に一部あるそうですが、申請地の場所ではつなげないため今回の申請に至ったとのことでした。
1 番委員	排水には雨水も含まれるのですか。
議 長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	排水には雨水は含まれません。雨水は自身の敷地内で処理することとなっております。
議 長	他に質問はありますか。5 番委員。
5 番委員	この申請地の農地は、今後使わないということでしょうか。
議 長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	申請地の農地は、借人が維持管理すると伺っております。
5 番委員	申請地の隣接する農地〇〇〇番地〇と〇〇〇番地〇は、貸人の農地ですか。
議 長	事務局より説明お願いいたします。

事務局	そちらの農地は、第3者のものとなっております。
議長	他に質問はありますか。1番委員。
1番委員	申請地には境界杭など何もなく隣接する農地との境が分かりませんが、今後杭などは設置しないのでしょうか。
議長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	隣接する農地は一体的に利用しているので、今後もそのままだと伺っております。
議長	他に質問はありますか。2番委員。
2番委員	15 cmだとロータリーなどで掘り起こした際に管を壊してしまう可能性があります。許可を出しても大丈夫なのでしょうか。
議長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	当時者間で問題はないとのこと申請に至っております。
議長	他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。  (農業委員全員挙手)  賛成全員につき、許可と決定します。  続いて、3条の番号2について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>番号2 受人 大字〇〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇、渡人 〇〇市大字〇〇△△△△番地〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、〇〇〇〇市〇〇区△丁目△番△△号 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇△△△△番△、地目 畑 1筆 1168㎡、権利内容 所有権、理由 規模拡大、農業者年金 無、自作地 10,371㎡、借受地 0、貸付地 4,999、取得状況 令和2年8月4日 相続、不耕作 無、家族数 2、従農数 1、経態 専業、位置 農用地区域外 自宅から30m、取得前 畑 取得後畑。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は大字〇〇〇〇地内の農地で、現在、保全管理されております。</p> <p>受人の年齢は現在86歳の専業農家で、主に水稻や露地野菜を生産されております。また、譲受人の弟である〇〇〇〇氏も農作業に従事しているとのこと。</p> <p>申請に至った経緯についてですが、</p> <p>渡人：相続で譲り受けたが、耕作できないため</p> <p>受人：耕作面積の増加をはかり、生産効力を上げ売上増加をはかりたい。</p> <p>といった内容で、話がまとまったとのこと。</p> <p>また、右側の公図 申請地西側の〇〇〇△△△は譲受人の自己所有農地であります。</p> <p>申請地取得後は西側の自己所有農地と一体的に利用して果樹を作付けする予定とのこと。</p> <p>以上、番号2の案件になります。ご審議をお願いいたします。</p> <p>3ページにお戻りください。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>3条の番号2を審議いたします。3番委員より補足説明をお願いします。</p>
<p>3番委員</p>	<p>申請地取得後は受人の西側の所有農地と一体的に果樹を植えるとのこと。また本人は高齢で農作業多くはできないと思いますが弟が農作業に従事しているため問題はないと思われます。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いします。</p>

<p>推進委員 東兎玉 2 番</p>	<p>現地を確認しました。申請地取得後は受人の西側の所有農地と一体的に利用することなので特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。推進委員松久 1 番</p>
<p>推進委員 松久 1 番</p>	<p>この申請地の渡人は遠方に住んでいるため農地を維持管理するというのは無理だと思いますので近くの受人に所有権移転した方がいいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に意見はありますか。意見がないようですので、次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。7 番委員</p>
<p>7 番委員</p>	<p>受人の貸付地が 4999 m<sup>2</sup>あるとのことですが、規模拡大として耕作面積を広げても問題はないのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法では、貸付地があっても自作地が 5000 m<sup>2</sup>以上あれば問題はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質問はありますか。3 番委員</p>
<p>3 番委員</p>	<p>主に農作業に従事しているのは弟だと思うが、受人が申請地を所有権移転してもよろしいのでしょうか。受人の弟が受けた方がいいのではないのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農作業については、世帯で判断することになっております。同一世帯にあるためどちらが受人になっても農地法上は、問題ありません。</p>

議 長	他に質問がありますか。1番委員
1番委員	受人が第3者に農地を貸していても農地は買えるとのことで、今回は規模拡大として申請がありますが、どの程度の面積を貸していただけないとかそういった具体的な根拠法令はあるのですか。
議 長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	農地法では、下限面積要件というものがあまして、受人の自作地の耕作面積が5000㎡以上ないといけないという条件があります。受人は5000㎡以上の耕作面積があるので、4999㎡貸していても問題ありません。
議 長	<p>他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号2について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続いて、3条の番号3について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3の審議前に報告事項1と2が審議に関係するため、先に報告させていただきます。</p> <p>47ページをご覧ください。</p> <p>農地法第43条第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>これまで施設底面などを全面コンクリート張りにする場合、農地転用許可が必要でしたが、平成30年11月より取扱が見直され、届出をすれば農地転用許可が不要となりました。</p> <p>次ページをご覧ください。</p> <p>届出人 美里町大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 場所大字〇〇△△△-△、大字〇〇△△△、△△△、△△△、△△△、△△△番地で全体面積は10,834㎡に農作物栽培高度化施設9,643㎡を設置しています。</p>

ここでいうところの農作物栽培高度化施設の基準は、もっぱら農作物の栽培の用に供さるもので周辺の農地等の営農条件に支障を生ずるおそれがないものとなっています。

次ページをご覧ください。〇〇△△△番地△と〇〇△△△外4筆にあるハウス施設の一部に底部をコンクリート張りし、ラベンダーやポインセチアを栽培しています。

続きまして、50ページをご覧ください。

2アール未満の農業用施設の届出についてでございます。

小規模な(200㎡)未満の農業用施設設置には農地転用許可が不要となるものです。農業用施設の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場やトイレ、事務所等は施設と一体的に設置される場合、農業用施設に該当するとのことです。

次ページをご覧ください。

こちらの届け出につきましては、先ほどの高度化施設を管理するにあたり、従業員の休憩や事務所として高度化施設に併設して設置してあるもので、1棟 80㎡とのことです。

次ページをご覧ください。

配置図にあるように高度化施設のなかに届出の事務所があり、こちらは事務所として利用しておりました。

いずれの施設も建設当時や平成26年2月の雪害で被害を受け、補助金をいただき修繕と建て替えをしましたが、農地法の手続きが必要であることを知らず建設したとのことです。

届出人からは、園芸用施設を先代から引き継ぎ、雪害により大きな被害をうけたが、今後も引き続き事業を行っていくために必要な施設であり、今後はこのようなことがないように事前に農業委員会に相談するなど注意すると始末書が提出されました。

これから審議いただく農地法3条番号3の受人 〇〇〇氏は〇〇氏の父にあたるため審議前に報告させていただきました。

番号3 受人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇、渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△番△、地目 畑 1筆 421㎡、権利内容 所有権、理由 規模拡大、農業者年金 有、自作地 11,823㎡、借受地 3,269㎡、貸付地 1,227㎡、取得状況 平成4年10月5日 相続、不耕作 無、家族数 4、従農数 2、経態 専業、位置 農用地区域外 自宅から500m、取得前 畑 取得後 畑。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

6ページをご覧ください。

左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。

申請地は大字〇〇字〇〇〇地内の農地で、現在、保全管理されております。

	<p>受人は現在 91 歳で、農業は営んでおりません。</p> <p>しかし、譲受人の息子である〇〇〇〇氏が農作業に常時従事しており、「譲受人の世帯員が農業に従事している」ため、3条の許可要件は満たしております。</p> <p>申請理由につきましては、</p> <p>譲渡人：隣接地の所有農地を効率よく耕作してもらいたい</p> <p>譲受人：耕作面積を拡大して、生産性の効率化を図る</p> <p>といった内容で話がまとまったとのことでした。</p> <p>3 ページにお戻りください。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	3条の番号3を審議いたします。10番委員より補足説明をお願いします。
10番委員	申請人から連絡があり現地を確認しました。申請地に隣接する農地は受人のもので取得後は一体的に利用することなので特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。
議 長	次に、推進委員松久3番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 松久3番	現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。
5番委員	ないようですので、次に、農業委員会の方で質問のある方の挙手を求めます。5番委員
5番委員	申請地の〇〇△△△番地△は、受人の農地ですか。
議 長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	受人の農地となっております。

<p>議 長</p>	<p>他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号3について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第3条の番号1の案件につきましては許可、番号2の案件につきましては許可、番号3の案件につきましては許可と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第2号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号1 8ページ番号1をご覧ください。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請についてです。</p> <p>受人 大字〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇△△△番△ 地目 田 1筆 385㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 申請内容 職業 看護師 新設 1棟 82.38㎡ 2階建て 取得状況 平成22年11月30日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 次ページをご覧ください。</p> <p>場所は大字〇〇〇字〇〇〇内の農地になります。</p> <p>申請地は第1種農地となり転用は難しい土地ですが、集落に接続して設置される住宅は例外規定に該当します。</p> <p>次ページをご覧ください。公図、配置図になります。</p> <p>公図をご覧ください。受人の自宅は田んぼをはさんだ西側になり、妻の両親と同居しています。子どもの成長と共に手狭な状況となり、独立を考えていたところ申請地を譲って頂けることになり、子どもたちも現在の環境を維持できるので計画したとのことです。</p> <p>道路接続については、申請地南の道路に埋設してある水道と道路側溝に排水を接続するとのことです。</p> <p>建物は新築1棟2階建てで建築面積は82.38㎡、その他駐車スペースの予定です。</p>

	<p>8 ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>5 条の番号 1 を審議いたします。1 番委員より補足説明をお願いします。</p>
<p>1 番委員</p>	<p>申請人から連絡があり現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>次に、推進委員東兎玉 2 番より、意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>推進委員 東兎玉 2 番</p>	<p>現地を確認いたしました。問題ないと思われますのでよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに意見はありますか。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。5 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続いて、5 条の番号 2 について事務局より説明をお願いします</p>
<p>事務局</p>	<p>番号 2 をご覧ください。</p> <p><small>うけにん</small> 受 人 ○○市○○△丁目△番△△号 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○</p> <p><small>わたしにん</small> 渡 人 大字○○△△番地 ○○ ○○ 大字○○字○○△△△番△ △△△番△ △△番△、△△△番△、地目 田 5 筆 2,269㎡ 転用目的 倉庫の建設 権利内容 所有権 申請内容 職業 運送業・倉庫業 新設 倉庫660㎡ 327.57㎡ トラックヤード 366㎡ トイレ棟 9.47㎡ 取得状況 平成23年</p>

	<p>6月5日 相続 335番1のみ 昭和60年10月30日 売買 仮登記 無  抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 です。</p> <p>11ページをご覧ください。場所は大字猪俣字<sup>まがだ</sup>曲り田地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。公図、配置図になります。</p> <p>受人は〇〇市に本社と車両置場を構え、〇〇町にも道路を挟み申請地の西側に1,023.74㎡の土地に倉庫を所有しております。また、保有車両は大型トラック10台 4tトラック11台 2tトラック3台の計24台を所有し、現在従業員は25名となっています。</p> <p>平成26年に運送業として会社を設立し、令和元年11月には運送業に関連して〇〇町〇〇地内に倉庫を建築して倉庫業を行っているとのことです。</p> <p>このたび、新たな取引先の販売促進用品の保管で倉庫を建設することとなり、既存の倉庫に近いこともあり、運搬車の配車計画も立て易いことから申請地を選んだとのことです。</p> <p>事業用地は全体で2,367.02㎡となり農地以外に水路と雑種地があります。事業敷地が1000㎡以上となることから町の開発案件となり、申請地の真ん中にある水路の付替えや出入り口などについて協議済みとのことです。そして、配置図の右上の黒塗り部分は緑地帯となります。</p> <p>道路接続については、西側に車道幅員5.5メートルの道路に接続し、水道と集落排水を接続するとのことです。</p> <p>8ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	5条の番号2を審議いたします。6番委員より補足説明をお願いします。
6番委員	申請人から連絡があり現地を確認いたしました。問題はないと思いますのでご審議をよろしくをお願いします。
議 長	次に、推進委員大沢2番より、意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 2番委員	現地を確認いたしました。問題ないと思われまますのでよろしくをお願いいたします。
議 長	他に推進委員から意見はありますか。大沢2番

<p>推進委員 大沢 2 番</p>	<p>この申請で全体の工程表は出ているのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>着工が令和 3 年 6 月 1 日～令和 3 年 1 0 月 3 1 日までとなっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質問はありますか。大沢 2 番</p>
<p>推進委員 大沢 2 番</p>	<p>今回倉庫を建設するにあたって申請が出てきていますが、会社というのは業績がいい時もあれば悪い時もあります。農業委員会では、会社の将来性を見て許可、不許可を出した方がいいのではないのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地転用の申請というのは、申請後すぐに転用したいという申請を受け付けています。審査の中に、資金がどれくらいあるのか、土地所有者との契約がどうなっているか、建築の見積もりなどの書類を出してもらっています。 申請に必要な書類はすべて提出されております。 仮に、申請とは違う建物などが建っていたら指導の対象となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほか質問はありますか。なければ次に農業委員から質問はありますか。 6 番委員</p>
<p>6 番委員</p>	<p>推進委員大沢 2 番の言っていることも分かりますが、農業委員会では、申請された内容を真摯に受け止め、申請の内容が、農地法上いいのかどうかを審議していけばいいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に何か質問はありますか。3 番委員</p>
<p>3 番委員</p>	<p>申請地の西側大字○○○△△△-○は誰の所有地ですか。</p>

議 長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	受人の所有地となっております。
議 長	<p>他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号2について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> <p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	<p>第3号議案 美里農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>事務局より更新の番号1について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>13ページをご覧ください。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。</p> <p>農振農用地（通称青地）は町が指定しています。そして、農用地から除外（白地）や用途変更などする場合、農業委員会に意見照会することが定められています。</p> <p>なお、用途区分の指定については、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がなく、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことの2点に配慮することとなっております。</p> <p>次ページをご覧ください。</p> <p>事業計画者 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 変更目的 農業用施設（養豚業豚舎及び付帯施設） 農用地利用区分の変更をしようとする土地</p>



議 長	他に質問はありますか。6番委員。
6番委員	<p>私は地域開発審議会に出席し、相当な時間をかけて話し合いを行いました。そちらでもこの事業の今後の将来性が心配されましたが、将来を見据えた取り組みであるということで話がまとまりました。</p> <p>私としては、今回の事業が成功し、町の将来の農業のモデルとなっていきたいと考えております。</p>
議 長	他に質問ありますか。推進委員松久2番
推進委員 松久2番	この建物ができると、においの問題が出てくると思いますが、そういったときはどこが担当なのでしょう。また、仮に民家の近くに今回のような申請があったときは農業委員会で判断してよろしいのでしょうか。
事務局	<p>今回の申請は、建物の設備も新しくなり、周りに迷惑がかかるほどのものではないと話を伺っております。</p> <p>農地法上では、周りの農地に影響が出るかどうかなのでにおいて申請を不許可にするの難しいと思います。</p>
議 長	<p>他に質問がありますか。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更に係る意見について「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>第4号議案 農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について</p> <p>本日お配りさせていただきました、農地中間管理事業の概要が書かれたパンフレットとA4の地図「第4号議案・第5号議案参考資料」を入れさせていただきました。こちらは、美里町内の農地中間管理事業の区割りの図となっておりますので参考にご覧いただければと思います。</p> <p>それでは緑色のパンフレットの表紙をご覧ください。</p>
議長	<p>まず初めに、農地中間管理事業について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>農地中間管理事業とは、農地の出し手（所有者）と受け手（耕作者）との間に農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が間に入って農地の貸し借りをを行う事業です。農地中間管理機構が両者の間に入ることにより、農地の出し手・受け手ともに数多くのメリットがあります。（パンフ3ページ参照）</p>
事務局	<p>続いて、区割りの地図をご覧ください。</p> <p>平成26年広木・駒衣地区から始まった農地中間管理事業ですが、これまで、「古郡」「沼上」「十条」「下児玉」「根木・阿那志」「小茂田」と毎年推進しており、今年度は関地区を重点推進地区とさせていただいております。</p> <p>この度、町の方から 農地中間管理事業 下児玉地区、古郡地区、広木・駒衣地区、根木・阿那志地区、十条地区、小茂田地区、沼上地区における農用地利用集積計画（案）が作成されました。</p> <p>本議案にて、農用地利用集積計画の決定の可否を審議させていただきます。</p> <p>なお、集積計画が決定となった場合は、町の方で公告をすることにより、権利の移動が生じることになります。</p> <p>それでは、議案書18ページの下児玉地区から順に説明させていただきます。</p> <p>R3～R13 10年・賃貸借、田 10,487㎡、計 10,487㎡、貸手2、借手 1、筆数 5、借賃/10a 4,000円。</p> <p>19ページをご覧ください。こちらが下児玉地区の内訳となっております。</p> <p>続いて、20ページをご覧ください。古郡地区の概要表になります。</p> <p>R3～R13 10年・賃貸借、田 1,087㎡、計 1,087㎡、貸手 1、借手 1、筆数 1、借賃/10a 3,000円。</p> <p>21ページをご覧ください。こちらが下児玉地区の内訳となっております。</p> <p>続いて、22ページをご覧ください。こちらが広木・駒衣地区の概要表となっております。</p> <p>R3～R13 10年・賃貸借、田 5,921㎡、畑 2,291㎡ 計 8,212㎡、貸手 1、借手 1、筆数 4、借賃/10a 田 6,500円 畑3,000円。</p> <p>23ページをご覧ください。こちらが広木・駒衣地区の内訳となっております。</p> <p>続いて、24ページをご覧ください。根木・阿那志地区の概要表になります。</p> <p>R3～R13 10年・賃貸借、田 6,033㎡、計 6,033㎡、貸手 1、借手 1、筆数 2、借賃/10a 4,000円。</p>

	<p>25ページをご覧ください。こちらが根木・阿那志地区の内訳となっております。続いて、26ページをご覧ください。十条地区の概要表になります。</p> <p>R3～R13 10年・賃貸借、田 8,641㎡、計 8,641㎡、貸手 2、借手 1、筆数 7、借賃/10a 4,000円。</p> <p>R3～R13 10年・使用貸借、畑 2,718㎡、計 2,718㎡、貸手 1、借手 1、筆数 1、借賃/10a 0円。</p> <p>27ページをご覧ください。こちらが十条地区の内訳となっております。続いて、28ページをご覧ください。小茂田地区の概要表になります。</p> <p>R3～R13 10年・賃貸借、田 3,893㎡、畑 17,594㎡ 計 21,487㎡、貸手 9、借手 1、筆数 29、借賃/10a 田 4,000円。畑 3,000円。</p> <p>29ページをご覧ください。こちらが小茂田地区の内訳となっております。続いて、30ページをご覧ください。沼上地区の概要表になります。</p> <p>R3～R13 10年・賃貸借、田 12,067㎡、計 12,067㎡、貸手 3、借手 1、筆数 4、借賃/10a 4,000円。</p> <p>31ページをご覧ください。こちらが沼上地区の内訳となっております。</p> <p>以上、第4号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。
11番委員	次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。11番委員 借賃が地区によってバラバラなのはなぜですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	中間管理機構は地区ごとに、借賃が決められております。その借賃は、地区の担い手の会議で決められた金額になります。
議 長	他に質問はありますか。3番委員

3 番委員	<p>用水費は負担するのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>耕作者が負担することになります。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。</p> <p>第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>（農業委員全員挙手）</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>第 5 号議案 農用地利用配分計画（案）を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農用地利用配分計画（案）について</p> <p>こちらについては、先ほど第 4 号議案で決定された農地の配分、または既に集積してある農地の再配分 の計画（案）になります。</p> <p>本議案については、法律（農地中間管理事業の推進に関する法律：19 条）で「必要があると認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定められています。</p> <p>つきましては、皆さんにご審議いただき、意見があれば述べていただければと思います。</p> <p>議案書 33 ページが下児玉地区、34 ページが古郡地区の農用地利用配分計画（案）です。</p> <p>続きまして 35 ページが広木・駒衣地区の配分計画（案）、36 ページが根木・阿那志地区の配分計画（案）、37～39 ページが十条地区の配分計画（案）、40～42 ページが小茂田地区の配分計画（案）、43～44 ページ沼上地区の配分計画（案）となっております。</p> <p>内容については、時間の関係で割愛させていただきます。ご了承ください。</p> <p>以上、第 5 号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。</p> <p>計画（案）について、支障がないと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>（農業委員全員挙手） 賛成全員につき、支障なしとします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第6号議案 認定農業者の申請について を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>45ページをご覧ください。</p> <p>認定農業者の認定は、申請者が農業経営改善計画を作成し、町で受付後、農業経営改善支援センターにおいて審査したのち、農業委員会に意見を求めることとなっています。</p> <p>更新の2件について、農業経営改善計画の目標年次が5年後となっているため、新たな目標を立て改善計画を立てたとのことです。</p> <p>番号1 ○○ ○ ○○○△△△番地 △△歳 営農類型 稲作 麦類 果樹類 計画の概要 主食用水稻 200→300a 飼料用米 100a 小麦 580→700a ブルーベリー・うめ 23a 経営改善の方向の概要 農地の集積を行い作業効率の向上を図り、併せて米麦の規模拡大を目指す。 梅の選別等を行う作業場が手狭になってきているため、拡張を検討していきたい。とのことです。</p> <p>番号2 ○○ ○○ ○○△△番地△ △△歳 営農類型 露地野菜 ブロッコリー 190→250a ネギ 30→50a トウモロコシ 60→100a ナス 10→15a キャベツ 20a その他野菜（ほうれん草、春菊、スイカ等）30a 経営改善の方向の概要 やや能力不足な農業用機械があり作業が滞ることがあるため、高性能な機械への更新を行い、作業効率の向上を図る。点在している経営農地の集積と併せて規模拡大を目指す。また、規模拡大に合わせて育苗ハウスの拡張についても検討していきたい。とのことです。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。</p> <p>認定農業者の申請に係る意見について、更新の番号1については、「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>続いて、第3号報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第18条第6項の規定による通知について 報告させていただきます。</p> <p>こちらは農地の賃貸借の合意解約になります。</p> <p>今月は合計39筆の解約の届出がありました。</p> <p>内容につきましては、割愛させていただきます。</p> <p>以上、第3号報告事項になります。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、次に移ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理をお願いいたします。</p>
<p>会長代理</p>	<p>本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしく願いいたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第4回の農業委員会総会を終了します。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年4月26日

議 長

署名委員

署名委員